

議案第100号

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第9条」を「第8条」に改め、同条第1号中「第3条の2から」を「第3条の2、第3条の3、第3条の4（第2項を除く。）、第3条の5から」に、「第3条の42」を「第3条の42並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項」に改め、同条第3号中「第59条」を「第59条の2」に改め、「、第3条の38」を削り、同条第5号中「第92条まで、第93条第2項から第7項まで、第94条から」を削り、同条第6号中「第127条」を「第114条まで、第116条から第127条」に改め、同条第7号中「第130条から」を「第130条、第131条（第13項を除く。）、第132条（第1項第1号イを除く。）、第133条から」に改め、「（第132条第1項第1号イを除く。）」を削り、「第4項まで」を「第4項まで並びに平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項」に改め、同条第8号中「第131条」を「第131条（第13項を除く。）」に、「第156条第1項」を「第156条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第3号中「第59条」を「第59条の2」に改め、「、第3条の38」を削り、同

条第 6 号中「第113条」を「第113条、第114条、第116条」に改め、同条第 9 号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 7 条第 9 号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第10条から第12条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 2 月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例（抄）

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに定めるもの
第8条

のほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第3条の2、**第3条の3、第3条の4（第2項を除く。）、第3条の5**から第3条の27まで、第3条の28第1項及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41及び第3条の42並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項

(2) 省 略

(3) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第41条から第52条まで、第53条第1項、第54条から**第59条** まで及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地
第59条の2

域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39及び第12条

(4) 省 略

(5) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第89条から**第92**

条まで、第93条第2項から第7項まで、第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第58条、第80条、第82条の2、第84条及び第85条第1項から第4項まで

(6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）指定地域密着型サービス基準第109条から**第114条まで、第116条から**第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条第1項、第57条、第58条、第80条及び第85条第1項から第4項まで

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）指定地域密着型サービス基準第130条、**第131条（第13項を除く。）、第132条（第1項第1号イを除く。）、第133条**から第155条まで（第132条第1項第1号イを除く。）及び第156条第1項並びに附則第14条から第16条まで並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条第1項、第57条及び第85条第1項から第4項まで並びに平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項

(8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。）指定地域密着型サービス基準第131条（**第13項を除く。**）及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条第1項、第57条、第85条第1項から第4項まで、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに平成27年

改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項

- (9) 指定複合型サービス (指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定指定
指定看護小規模多機能型居宅介護 指定)

複合型サービス をいう。以下同じ。) 省 略
看護小規模多機能型居宅介護

(管理者の責務)

第6条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1)-(2) 省 略

- (3) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第48条から第52条まで、第54条から第59条 まで及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準第59条の2

用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39及び第12条

(4)-(5) 省 略

- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第113条、**第114条**、**第116条**から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第57条、第58条、第80条及び第85条第1項から第4項まで

(7)-(8) 省 略

- (9) 指定複合型サービス 省 略
指定看護小規模多機能型居宅介護

(記録の整備)

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)-(8) 省 略

(9) 指定複合型サービス 省 略
指定看護小規模多機能型居宅介護

(指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居に係る基準)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1、
2 又は 3 とする。

第 9 条 - 第 12 条 省 略
第 8 条 第 11 条